

## 日本認知症予防学会東京都支部 規約細則

(会費規則)

### 【総則】

第1条 この規則は、日本認知症予防学会東京都支部（以下「本支部」という）規約第 23 条・第 26 条の規定により、本支部の会費について定めるものとする。

2 会費については、本支部の規約に定められたことのほかはこの規則による。

### 【会費】

第2条 本支部の会費は次のとおり定める。

支部役員（医師）	年額	1,000 円
支部役員（医師以外）	年額	1,000 円
正会員（医師）	年額	1,000 円
正会員（医師以外）	年額	1,000 円
賛助会員	一口	30,000 円

2 会費は当該会計年度の間で本支部事務局より指定された方法並びに期日内に年額の金額を一括で納めなければならない。

### 【規則の改廃】

第3条 この規則の改廃を図る場合は、本支部役員会の議決で決定する。

### 【附則】

この規則は 2019 年 8 月 22 日より施行する。